

企画競争実施の公示

2024年2月2日

独立行政法人 国際観光振興機構

理事長 蒲生 篤実

(公印省略)

企画競争について、次の通り公示する。

1. 業務概要

- (1) 業務名 2024年度台湾市場における地方誘客促進のための広告事業
(2) 業務内容 新規就航・復便等をする航空路線を対象に、航空会社と連携して共同広告を実施し、対象路線就航地等の訪日旅行の魅力を配信する広告を展開
(3) 履行期限 2025年3月28日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあっては、企画提案書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認定された者。
(2) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第26条に規定されている競争参加者の制限に該当しない者。
(3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
(4) 本業務を1事業者で実施することができない場合、本業務を共同で行うことを目的として複数の事業者により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を組むことは可能。ただし、その場合、コンソーシアムの全構成員が上記（1）～（3）の条件を満たしていること。また、全構成員は、本公司への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。なお、当機構との契約はコンソーシアムの全構成員と締結するが、当機構との連絡窓口、当機構からの支払等は主幹事のみとする。また、同主幹事は予めその他の構成員と業務分担等の条件を示す書面（受注コンソーシアム協定書）を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

3. 手続等

- (1) 実施部署
独立行政法人国際観光振興機構 海外プロモーション部 東アジアグループ 担当：大見
住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4
電話：03-5369-3335 ファクシミリ：03-3350-5201
- (2) 企画競争説明書の交付期間
2024年2月2日（金）から2024年3月7日（木）まで。
(受付時間：平日9時30分～17時00分)
- (3) 企画競争説明書の交付方法
Email又は手渡しによる交付
※ 全省庁統一の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、企画競争説明書の交付を受けることができるが、企画提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 企画競争説明書の交付場所
Emailによる交付の場合：
taiwan@jnto.go.jpまで交付希望の旨送付。
手渡しによる交付の場合：

独立行政法人国際観光振興機構（東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ）、1階総合受付。

- (5) 企画提案書の提出期限
2024年3月8日（金）17時00分まで。
- (6) 企画提案書の提出方法
下記のリンク先に提出。
提出先：<https://jnto.ent.box.com/f/8e52bff3cc55430d89bbe693081ae805>
- (7) 説明会実施の有無
無
- (8) 企画提案に関するヒアリングの有無
必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3. (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画書提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、当機構の情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案を特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものに過ぎず、当機構の会計規程等に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、公表することとする。
 - ① 採用した提案を行った企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 各企業の評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (9) 本業務は、2024年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上

問合せ先：海外プロモーション部 東アジアグループ 大見
電話：03-5369-3335 Email:taiwan@jnto.go.jp

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたしたい。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上